

「山形県文化基本条例（仮称）」骨子案**前文****○山形県の文化の歴史、特色**

- ・「最上川」により育まれた文化的資産
- ・「縄文の女神」「出羽三山信仰」「草木塔」などに代表される精神文化
- ・黒川能や林家舞楽など各地に残る民俗芸能
- ・歌人や作家、写真家など多くの著名な文化人
- ・伝統的工芸、食文化

- ・山形交響楽団や山形美術館、
- ・県都のシンボル山形県郷土館「文翔館」
- ・世界に認められるデザイン、ものづくり
- ・国際ドキュメンタリー映画祭、山形ビエンナーレ

○文化の意義

- ・人々の創造性や感性を育み、豊かな人間性を涵養
- ・人々がお互いを理解、尊重し、共に生きる社会の基盤
- ・喜びや感動、精神的な安らぎ
- ・地域の固有性を認識、精神的な拠りどころ、県民共通の財産

○文化への新たな期待

- ・地域への愛着・誇り、地域、地域間の絆の醸成
- ・山形の風土や自然とのつながりの再生
- ・文化を活かした観光や産業の振興、交流人口の拡大
- ・生涯現役を支える健康、生きがいづくり

○条例制定の契機

- ・出羽三山の日本遺産認定など
- ・山形駅西口拠点施設の開館
- ・少子高齢化時代における地域社会の危機意識

○条例に込めた決意

- ・新たな施設を拠点として、文化に期待される役割を最大限に発揮
- ・県民、文化団体、県、市町村等文化に関わる多様な主体が一体となって取組む
- ・本県の文化を改めて見直し、現代社会における意義を認識し、享受、創造、継承
- ・文化の多様な可能性を人づくり、地域づくりに活かす。

目的

- 文化に関する施策の基本理念を定める。
- 県の責務、市町村、県民、文化団体等、教育機関、事業者の役割を明らかにする。
- 文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

【目指すべき姿】

- 心豊かな県民生活及び活力あふれる地域社会の実現に寄与する。

基本理念

- 県民の自主性及び創造性の尊重並びに能力発揮のための配慮
- 県民が等しく文化を鑑賞し、創造し、文化活動に生涯を通じて参加できる環境の整備
- 本県文化への県民の理解、愛着や誇りを育むための配慮
- 本県文化の保護、継承、発展、創造のための配慮
- 本県の文化的資源の活用による地域活性化
- 本県文化の国内外への発信、文化交流等の推進
- 県民、文化団体等、事業者、教育機関、行政との連携・協働
- 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的連携

責務・役割

県の責務

- 文化に関する施策の総合的な策定、実施
- 広く県民の意見が反映されるような配慮
- 市町村への必要な助言、協力
- 国や他都道府県、文化芸術等との連携

県民の役割

- 文化への理解を深め、自主的かつ主体的な活動を通じた文化の継承・発展・創造

市町村の役割

- 地域の特性に応じた文化に関する施策の策定、実施

文化団体等の役割

- 自主的かつ主体的な活動を通じた文化の継承・発展・創造

教育機関の役割

- 文化に親しむ機会の創出
- 高等教育機関においては、調査研究、人材育成等を通じた地域の文化の継承・発展・創造

事業者の役割

- 文化への理解を深め、事業活動、文化活動の実践や支援を通じた文化の継承・発展・創造

文化推進基本計画

- 文化に関する施策にかかる基本的な計画を定める。
- 文化推進基本計画を定めるに当たっては、山形県文化振興懇談会の意見を聴く。

文化に関する基本的施策

施策の柱① 文化の振興

○芸術の振興

- ・文学、音楽、美術、(書道)、写真、演劇、舞踊、その他の芸術

○メディア芸術の振興

- ・映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

○伝統文化の継承及び発展

- ・日本古来の伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能)
- ・地域の伝統文化(祭り、伝統行事、民俗芸能その他の伝統文化)

○生活文化等の振興

- ・生活文化(華道、茶道、書道、その他の生活に係る文化)
- ・国民娯楽(囲碁、将棋、その他の国民的娯楽)
- ・芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。))

○文化財等の保存及び活用

- ・有形及び無形の文化財並びにその保存技術

○デザインの保存及び活用

- ・服飾、家具、工芸品、建築、その他のデザイン

○伝統工芸等の継承及び発展

- ・山形鋳物、山形仏壇、天童将棋駒、置賜紬、羽越しな布、その他の伝統工芸
- ・四季折々の豊かな農林水産物、郷土料理、行事食、地酒、その他の食文化

○山形特有の文化の継承及び発展

- ・出羽三山信仰、草木塔その他の精神的文化、最上川の文化的資産その他の山形特有の文化

施策の柱② 文化に親しむ環境づくり

○文化に親しむ機会の充実

- ・ 県民が文化を鑑賞し、創造し、これに参加する機会の充実、発表の機会の創出
- ・ 優れた文化団体の活用

○文化施設の機能充実、活用促進

- ・ 美術館、博物館、音楽堂その他の文化施設の機能の充実、活用の促進

○文化情報の収集及び提供

- ・ 文化に関する情報の収集及び提供

○事業者等による文化活動の支援

- ・ 事業者等による文化活動の実践、支援を促進
- ・ 「やまがた社会貢献基金」等を活用した企業の支援を促進

施策の柱③ 文化を育む人づくり

○県民の意識の向上

- ・ 県民の文化に対する理解、意識の向上、普及啓発
- ・ 郷土の歴史や文化を知り、学ぶ機会の創出

○次世代を担う子どもたちの育成

- ・ 幼少期から文化を鑑賞、体験する機会の創出

○高齢者の参画意欲の醸成

- ・ 生涯現役で文化活動に参画する意欲の醸成

○文化の振興・活用を支える人材の育成及び支援

- ・ 文化の創造的活動を行う者や伝統文化を継承する者の育成・支援
- ・ 文化財の保存・活用や文化事業の企画、文化施設の運営等の専門的知識、技術を有する者の育成・支援
- ・ 文化に関するボランティアの育成、拡大

施策の柱④ 文化を活かした地域づくり

○文化による地域づくり

- ・ 地域の文化的資源の活用による地域活性化

○山形の文化の発信

- ・ 山形の優れた文化の世界へ向けた発信、ブランドの確立

○文化交流の拡大

- ・ 文化を通じた国内外との交流促進

○文化に関連する産業の創出及び振興

- ・ 文化関連産業による産業の振興

○文化を活かした観光振興

- ・ 山形の特色ある文化を活用した観光振興

施策の柱⑤ その他の施策

○文化に関する施策の推進に必要な体制整備

○文化に関する施策を推進に必要な財政上の措置 ○顕彰